

目 次

序

事 業

- I 経営の高度化
- II 健全な流通・サービス基盤の整備
- III 環境、安全、その他技術的課題への対応
- IV グローバル展開の支援
- V 将来の事業環境の変化への対応
- VI 円滑な事業運営

序

令和 4 年度の建設機械産業は、国内需要は、前年度の新型コロナウイルス感染拡大影響による需要減から回復し、2 年連続の増加となった。海外需要は、国内と同様に新型コロナウイルス感染症拡大による需要減から回復し、北米、欧州、アジアの 3 大輸出先を始めとして増加し、前年比では大幅に増加した。

こうした中、令和 5 年度については、国内需要は、安定した公共投資や民間設備投資の回復が継続することが予想される。海外需要も、前年度同様に 3 大輸出先（北米、欧州、アジア）を中心として土工系機械等の更なる増加が予測される。

震災からの復興事業及び産業の基礎であるインフラの整備は喫緊の事業であることから、建設機械のニーズ及び我々建設機械業界に対する期待は高まっており、当工業会の設立に当たって掲げた「調和と発展による世界への貢献」という基本理念のもと、会員企業各社が安心・安全な建設機械の提供を通して復興に貢献する活動が求められる。

このような状況下において、令和 5 年度事業においても、平成 24 年度に策定した工業会の在り方(ビジョン)の中に記載した、1)震災からの復興への貢献、2)環境・省エネルギー対応、3)グローバル展開の支援(海外市場での活動支援)、4)新しい技術への対応の 4 点を重要な活動分野として、継続して推進していく。

なお、工業会の事業組織について活動内容の棚卸しを毎年行ってきた。従前から法律専門家が同席していた理事会、委員会、分野別部会に加え、平成 30 年度から分野別部会の傘下に設置した課題別分科会へも法律専門家を同席させ、工業会としてコンプライアンスの強化を引き続き進めてきた。

令和 5 年度も各事業の目的の明確化並びに終期の明確化を行い、事業計画を策定した。また、同業他社が同一の事業を行う場合、常に競争法の観点から注意が必要となるが、工業会活動であっても、公益目的を追求するという立場が常に求められることから、令和 5 年度も工業会のコンプライアンスに十分留意した活動を行っていく。

事業

I 経営の高度化(経営高度化委員会)

経営高度化委員会に参画している中堅・中小企業は、大手企業と比較して輸出比率が低いことから、国内需要動向の影響を受けやすい体質の会員が多い。令和5年度は、国内需要は安定した公共投資や民間設備投資が継続することが予測されるものの、中堅・中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあるため、現場見学会や会員企業のニーズに適合した研究会・セミナーの実施等、経営の高度化に資する活動を引き続き強力で推進していく。

1. 研究会の開催

中堅・中小会員における経営上の共通の悩みの解決に資する研究会を開催する。

2. 現場見学会等の開催

生産拠点の海外進出と併せて、国内生産拠点の更なる競争力強化も中堅・中小企業に共通の課題である。このため工事現場の見学や異業種の先進工場の見学などを通して、課題の解決に寄与することに努める。

3. 経営高度化セミナーの開催

経営トップを対象に経営の高度化に資する時宜にかなったテーマを選定して冬期セミナーを開催する。

4. 海外進出の支援

中堅・中小企業のビジネス発展のために、海外有望地域の市場状況の把握、ビジネスチャンス作りを行う。

5. 運営委員会等との交流促進

運営委員会への経営高度化委員会企画調整部会長の参画を通して、中堅・中小会員の意見を工業会全体の運営に反映する。

II 健全な流通・サービス基盤の整備(流通サービス委員会)

建設機械産業を取り巻く環境が変化している中、秩序ある流通競争が求められており、移動式クレーン定期自主検査者認定制度の適切な運用、債権保全への対応等、コンプライアンスに留意しながら、公正・透明な競争と適正な取引に資する流通環境の整備に取り組んでいく。

サービス分野では、重点活動分野である震災からの各種復興関連事業に係る建設機械活動環境の整備を継続的に進めていく。また、サービスマンの不足により発生する諸問題に積極的に取り組んでいく。

上記の他、会員間の共同の取り組みが適切かつ可能と判断される流通とサービスに係る課題を抽出し、必要に応じて他の委員会や関係官庁、関係団体等と連携して積極的に事業を推進するとともに、その成果を積極的に提供していく。

1. 流通政策課題への対応

- (1) 機械運搬に係る事故低減を目的として、国土交通省道路局・自動車局と協力し、適正輸送等に関する啓蒙を継続していく。また工業会で作成した特定整備ガイドラインを国土交通省自動車局と共通認識とし、特定整備を進めていく。
- (2) 流通とサービスに関する規制緩和や商慣行の改善を図るため、関係各省庁、関係団体等と連携して、中長期的な観点に立った働きかけを継続して行う。
- (3) 2050年カーボンニュートラルに伴う流通サービスに係る課題への対応として、革新的技術を用いた建設機械導入に有効なユーザへの支援について検討を行い、政府等に要望、働きかけを継続的に行う。

2. サービス活動の支援

- (1) 福島原発事故に伴う諸施設の建設・稼働については、環境省、厚生労働省等の情報収集を継続し、必要に応じ、要望等を行う。
- (2) 中間貯蔵施設建設現場が本格化し、帰還困難区域等でのサービス活動も発生していることから、同活動に混乱がないか、情報収集を継続する。
- (3) 災害からの復興事業に係る情報収集を行い、サービス活動の支援を図る。
- (4) サービスマンの不足による長時間労働が各社共通の問題となっており、その防止対策や人材確保、さらに育成方法についても継続して検討していく。

3. 移動式クレーン定期自主検査者認定制度の普及促進

- (1) 移動式クレーン定期自主検査者認定制度の周知徹底・普及促進と更なる充実を図る。
- (2) 定期自主検査済ステッカの普及促進と管理徹底を推進する。
- (3) 講師講習、検査者講習及び検査者資格更新を継続実施し、認定検査者の確保と技能レベルの確保と向上を図る。

4. 中古建機情報 NET の運用について

情報検索ツールとして継続運用していく。

5. 債権保全体制への対応

- (1) 債権保全の強化を目的として、統一譲渡証明書制度の普及及び活用を促進する。また、制度創設より約 50 年経過していることから、規程内容、運用方法の見直しを進める。
- (2) 中古建機情報 NET に掲載している盗難機情報の有効活用を検討するとともに、情報内容の充実とシステムの機能充実を図る。
- (3) 建機盗難の抑制及び盗難建機のより効果的な発見を図るため、各地域の警察・税関等関係機関との間により緊密な協力関係を構築する。

6. その他

上記に掲げるほか、建設機械の健全な流通及びサービス活動を支援するため、会員間の共同の取り組みが必要な課題を抽出して、積極的かつ迅速に事業を推進するとともに、その成果を広く会員に提供する。

Ⅲ 環境、安全、その他技術的課題への対応(技術製造委員会)

地球環境保全や安全衛生に関する社会的要請を受け、当業界では従来から排出ガス・騒音・振動等規制への対応、リサイクル可能率の向上やカウンターウェイト等の廃棄物対策、機械の安全対策及び製造部門における労働災害の防止等さまざまな取り組みを積極的に推進してきた。これら施策の重要性、社会的関心はますます高まりつつある。

また、建設機械産業のグローバル化に伴い、安全・環境分野等の規制・規格に関する国際的ハーモナイゼーションを推進する動きが活発化している。海外での製造や製品等への規制に対して海外業界と協力して業界意見の取りまとめ、意見具申をするとともに、国際規格における我が国のイニシアティブを高めることが必要である。

これらの課題に迅速、的確に対応するため、会員間の共同の取り組みが適切かつ可能な技術課題を抽出し、必要に応じて他の委員会や関係官庁、関係団体等と連携して積極的に事業を推進するとともに、その成果を積極的に提供していく。

1. 地球環境保護・安全向上への取組み

- (1) 国際基準調和の観点から環境省にて排出ガス規制値の強化の検討を進めている中、使用実態の把握を行い、制度・技術両面における業界要望を取りまとめ、関係団体と連携して経済産業省、国土交通省、環境省等との意見交換及び意見具申を行う。
- (2) 業界として地球温暖化防止への更なる貢献をするべく、カーボンニュートラル行動計画について、フォローアップ調査を実施する。
- (3) 化学物質に関わる規制等の情報収集、一般的な情報交換を行い、新規規制内容を迅速に会員へ伝達する。
- (4) 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略への対応として、建設機械産業として革新的技術を用いた建設機械の製品開発・普及促進に関する必要な要望を政府等に働きかけを行う。

2. 国際的な規制・規格のハーモナイゼーションの推進

国際技術交流会議等を通じて、欧米を始めとする海外友好団体との間で環境・安全に関する規制・規格の情報交換を行い、世界各地の規制・規格の情報を速やかに会員へ伝える一方、会員の意見を欧米の規制草案に反映させることに努め、我が国の規制とのハーモナイゼーションの推進を図る。同じく交流会議を通じて製品、製造面など国際規格に対しての要望を発信し、我が国のイニシアティブを高める。今後、中国・インド・その他新興国に関する規制規格情報の収集整備を図り、その成果を会員に提供する。

3. その他

上記に掲げるほか、環境、安全、製造物責任、コスト縮減、その他の緊急課題を含む建設機械の新技术開発、製品開発、規制改革、製造から使用、廃棄に至るまでの諸過程における技術課題について、その改善に向け積極的に事業を推進するとともに、その成果を広く会員に提供する。

IV グローバル展開の支援(国際委員会)

令和4年度は、北米、欧州、アジアの3大輸出先を始めとした輸出が大きくけん引し、前年度比では大幅に増加した。

上記のような状況の中、令和5年度も昨年度に引き続き、世界市場の変化に対応するため、①海外関係情報の収集整備とその会員への提供、②海外友好団体との交流を2本柱とし、必要に応じて他の委員会や関係官庁、関係団体等と連携して積極的に事業を推進し、その成果を積極的に提供していく。

1. 海外関係情報の収集整備とその会員への提供、海外展示会への参加等

- (1) 会員会社からの要望等も踏まえ、JETRO等と協力の上、経営高度化委員会とも連携をして、必要に応じ海外の展示会にて建機工ブースの設置を検討する。併せて同業団体との交流会も計画する。
- (2) 中小会員へのサービスの一環として、平成29年度に立ち上げた海外情報提供依頼窓口の利用拡大に向けた取組みを継続実施する。また、同業団体のない新興国に関する諸情報の収集整備提供体制の検討については、依頼内容に応じてJETRO等の外部調査機関の活用を検討していく。
- (3) JETRO シカゴセンターに、米国における建設機械の統計、貿易統計等に関する調査を委託し、その成果を会員に提供する。
- (4) 米中間の対立をはじめ世界市場においてサプライチェーンの混乱や、地政学的リスクが散見される中で、それらに関連する情報、外国政府による規制等の情報を入手・共有し、関係省庁からの意見照会に応じるとともにパブリックコメント等に適切に対処する。また、関係省庁への働きかけを行う。

2. 海外友好団体との協力

- (1) これまで米欧韓中印の友好建設機械産業団体(AEM、CECE、KOCEMA、CCMA、ICEMA)と開催してきたIAC会議は、各団体共通の課題が提案されたときに適宜開催する。
- (2) 米欧の友好建設機械産業団体(AEM、CECE)からの招待に応じ当工業会の代表を総会に派遣し相互理解を深める。
- (3) 必要に応じて海外友好団体から化学物質規制・規制規格情報等の海外情報の入手支援、それらへの対応方法を共有、現地動向を把握する。また、規制規格情報の収集を目的とした技術製造委員会の国際規制規格部会の活動を支援する。

V 将来の事業環境の変化への対応(イノベーション委員会)

将来における事業環境の変化に関する情報に関して、会員からの直接提案及び他の委員会からの提案内容について検討並びに調査を行い、検討・調査による成果を会員及び各委員会へ回示するとともに、必要に応じて我が国建設機械産業の中長期的な発展のために必要な施策について政府等への要望案を取りまとめる。

1. 新政策、新技術等への対応

i-Construction、Connected Industries等の新たな政策や新しい技術に対し、将来の建設機械産業における事業環境の変化に対応することを目的として、その具体的な内容及び建設機械業界への影響を把握するため、講演会・意見交換会等を開催するとともに、会員の意向を確認し、必要に応じて政府等関係機関に要請していく。

2. 将来の建設機械産業の環境変化への対応検討

建設機械産業に関わる将来の環境変化要因を整理し、協調的な領域に関する課題について情報を収集するとともに、必要に応じて調査部会または、その課題を所掌する委員会に協力を要請し、対応を検討する。

3. オペレータが搭乗しない運転（遠隔操作など）および完全自動運転移行後を想定した事故時の責任論と安全基準の整備の検討

国土交通省が立ち上げた建設機械施工の自動化・自律化協議会の活動状況を注視しながら、事故時の責任論や機械安全との整合性等、建設機械業界サイドからみた種々の課題を抽出する。また、その対応について、必要に応じて業界としての方針や提言としてまとめ、関係省庁等へ働きかけを行う。

VI 円滑な事業運営(運営委員会)

我が国建設機械産業界が抱える課題を効果的かつ効率的に解決していく必要がある。そのため、各委員会・部会等の工業会組織がタイムリーな対応が可能となるよう円滑な工業会運営を目指す。

また、工業会運営の一層の合理化及び適法化を図る一方、会員が必要とする情報の迅速かつ確実な伝達、会員各社と工業会のコミュニケーションの強化等、会員へのサービス向上を図るべく、工業会情報システムの積極活用に引き続き努める。中小企業等経営強化法に基づく中小企業経営強化税制及び固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備のうち、建設機械に該当する機械装置に関する証明書の発行に継続対応していく。

さらに、引き続き経営高度化委員会との連携強化に努め、工業会の運営に中堅中小企業会員の意見・要望等を積極的に反映していく。

通常総会、理事会などの円滑な運営、親睦の場となる賀詞交歓会、会員研修会などの実施については、より効率的な運営に努める。

1. 工業会の意思決定に関する事項

- (1)総会、理事会、正副会長会議において審議する事案についてまとめる。
- (2)理事会と連携し、各種委員会等の活動の総合調整を行う。
- (3)事業環境の変化に合わせ、かつ工業会のコンプライアンス強化方針に基づいた委員会組織の再構築等、運営の一層の合理化を図る。

2. 会員間の相互啓発の促進

- (1)総会、賀詞交歓会、会員研修会の企画実施を通じ、会員間の一層の相互理解と相互啓発を促進する。
- (2)工業会の令和4年度の事業成果・令和5年度の事業計画を説明する場として、正会員事業説明会を開催し、正会員の工業会事業に対する理解と参加意識の向上を図る。
- (3)賛助会員を対象に、賛助会員事業説明会を開催し、工業会情報の提供と工業会事業の理解度向上を図る。

3. 情報化による工業会活動の効率化の促進

- (1)工業会の基幹システム(統計管理、名簿管理、販売管理等)のスムーズな運用により会員サービス向上に努める。
- (2)最新の情報化技術を調査し、工業会活動の一層の効率化及び情報の保護について企画検討及び総合調整を推進する。

4. 会員の入会の促進等

未加入の建設機械製造業者及び関連業界に対し、工業会活動の理解を促し、工業会への参加の勧誘を行い、正・賛助会員の入会を促進する。

5. 予算・事業計画の総合調整

予算並びに事業計画の総合調整・取りまとめを行う。

6. 政府・関連団体との連携

- (1) 建設機械業界に関連する政府の諸施策に対し協力するとともに、必要に応じて意見具申する。
- (2) 関連団体との連携を強化し、事業の効率化を図るとともに、共通の諸課題に協力して対処する。

7. 中小企業等経営強化法に基づく中小企業経営強化税制及び固定資産税の課税標準の特例措置等への対応

同税制の対象設備のうち、建設機械に該当する機械装置に関する証明書の発行に対応する。

8. 税務に関する助言と協力(税務部会)

工業会活動に関する税務の側面からのバックアップを行う。令和6年度税制改正作業に向け、建設機械業界の抱える諸課題に則し、工業会の意見をまとめ、政府等に要望する。その他各委員会・部会活動等に関し、税務面から所要の助言・協力を行う。

9. 迅速かつ正確な調査統計の実施(統計調査部会)

- (1) 建設機械出荷動向等を的確に把握し、会員や関係者に迅速に提供するために工業会自主統計(出荷金額統計、機種別国内出荷台数統計、輸出台数統計)の一層の整備を進める。
- (2) 需要環境の変化に即した予測を実施し、年2回の頻度でその結果を迅速に公表する。また、当該需要予測に関して、会員各社の意見をもとに、需要見通しの更なる精度向上を目指した予測手法の見直しや、会員の利便性を考慮したアンケート内容の改善を継続的に検討する。
- (3) 米欧韓の友好建設機械産業団体(AEM、CECE、KOCEMA)との協力による世界統計(機種別・国別出荷台数統計)の交換を引き続き行う。世界建設機械統計会議を通じ、世界建設機械統計ルール改善・利用に関する加盟会員の意見を集約して海外関係団体との調整を図る。
- (4) 建設機械生産統計、建設機械受注統計等に加え建設経済研究所統計、関連業界統計等の収集・整理を引き続き行う。また、官庁統計に関する統計区分の見直し等を関係省庁に要望する。
- (5) 会員の役に立つ独自の調査事業を検討し、実施する。
- (6) 先進的な統計手法を取り入れて成功した事例等が学べる勉強会等を検討する。

10. 積極的な広報の推進(広報部会)

- (1) 報道機関に対する定例会長記者会見、随時の会見及びニュースリリース等を通じて、業界動向や工業会活動に関する積極的な広報を迅速・的確に行う。

- (2) 令和 3 年度に日本語版、4 年度に英語版のリニューアルをした当工業会ホームページの定期的な内容見直し及び情報更新を行う。また、コンテンツの更なる充実に努め、業界動向や工業会の行動指針、活動内容並びに公益法人ディスクロージャーに関する情報発信を一段と強化する。
- (3) 令和 4 年度に全面改訂した工業会事業概要（日本語版）をもとに英語版を作成し、工業会最新情報や活動方針等を広く国内外に知らせていく。

11. 機種固有課題への適切な対応（分野別部会、課題別分科会）

- (1) 7 つの分野別部会及びその傘下に設置した課題別分科会が推進する事業の選定とその分科会が行う活動のコンプライアンスを執り行う。
- (2) 環境・安全・規制等の「公益目的」または「産業共通の利益」に関する課題検討の必要性が生じた場合、課題別分科会を設置し、活動する。
- (3) 機械の安全対策の見直しや新たな安全対策の検討を行う。
- (4) コンクリートポンプ車整備証明制度の実施や安全マニュアルの普及促進等、取り組むべき機種固有の課題について、事業内容の検討を行う。
- (5) 各種委員会との有機的連携を図る趣旨から、必要に応じて委員会に代表を派遣し、分野別部会・課題別分科会に起因する検討課題の各種委員会への反映、また各種委員会活動について分野別展開を図る際の協力を行う。